

浄化槽とは、トイレ・台所・風呂場から出た汚水を処理する装置です。

家庭から排出される汚水は、浄化槽内の微生物の働きにより浄化されて放流されるので、海や川などの水質汚濁の防止に役立ちます。また、トイレも水洗になって臭いも減り、洋式にすれば足腰の負担も軽くなるなど、より快適な生活が実現します。

長崎市では、浄化槽を設置される方に対して補助金を交付するなど、浄化槽の整備を進めています。

浄化槽補助制度

1 内容

補助金には、「国庫補助」と「市単独補助」があり、下水道が整備される予定のない地域(※)で浄化槽を設置される方には、これらの合計の額を補助します。

なお、令和2年度から既設の合併処理浄化槽の更新等汚水処理未普及解消につながらないものは国庫補助の対象外となります。詳細は長崎市環境政策課(095-829-1156)へ直接お問い合わせください。(この場合は、国庫補助額の部分も個人負担額になります。)

※下水道の整備が当分の間(7年以上)見込まれない下水道事業計画区域内の地域であって、水質汚濁防止法第14条の8第1項に規定する生活排水対策重点地域も含まれます。

2 モデル工事費と費用負担の内訳

(1) 5人槽モデル工事費(806,000円)

| 個人負担額 | 国庫補助額 | 市単独補助額 |
|---------|----------|----------|
| 60,000円 | 332,000円 | 414,000円 |
| | 補助額 | 746,000円 |

(2) 7人槽モデル工事費(1,115,000円)

| 個人負担額 | 国庫補助額 | 市単独補助額 |
|---------|----------|------------|
| 60,000円 | 414,000円 | 641,000円 |
| | 補助額 | 1,055,000円 |

(3) 10人槽モデル工事費(1,603,000円)

| 個人負担額 | 国庫補助額 | 市単独補助額 |
|---------|----------|------------|
| 60,000円 | 548,000円 | 995,000円 |
| | 補助額 | 1,543,000円 |

モデル工事費とは、便器や配管工事費を含まない浄化槽本体の設置に係る工事費で、市役所が算定した平均的な価格です。実際の工事費は、家屋の立地など個別の条件で変動します。

3 単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽へ転換する場合の補助金の加算制度

単独処理浄化槽を撤去、処分し、新たに合併処理浄化槽を設置する場合、単独処理浄化槽の撤去、処分等に要する費用、及び宅内配管工事を対象として補助金の加算を行い、浄化槽の転換を進めています。

| 補助の対象 | 補助(加算)限度額 | 補助(加算)合計 |
|----------------|------------------------|------------------------|
| 単独処理浄化槽の撤去・処分等 | 120,000円 (90,000円) | 420,000円 (200,000円) |
| 宅内配管工事 | 300,000円 (110,000円) | |

※()内は、市単独補助のみの場合

浄化槽の設置にともなう融資あっせん制度

補助制度を利用して浄化槽をつけた方は、配管などの工事の資金について金融機関から無利子で融資が受けられます（新築の場合を除く）。

融資額は、便槽ひとつについて最高60万円までです。申請の時には連帯保証人等が必要になります。返済方法は、毎月払いで、最長で5年（60ヶ月）、月額5,000円をくだらない額です。

浄化槽設置後の維持管理

1 設置後の維持管理義務（法律で定められていること）

- (1) 保守点検 小型浄化槽の場合、一般に4ヶ月に1回以上（年3回以上）（浄化槽法第10条）
- (2) 清掃 年1回以上（浄化槽法第10条）
- (3) 法定検査 使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に7条検査、
その後は年1回11条検査（浄化槽法第7条、第11条）

※これらの維持管理義務を実施しない場合、補助金の返還を求める場合があります。

2 浄化槽維持管理費

処理人員が7人槽の浄化槽の一例では、年間約60,000円程度の維持管理費がかかります。

なお、保守点検や清掃にかかる経費は浄化槽の状況や業者によって違います。また、保守点検の回数は、浄化槽の使用状態によっても異なります。

【内 訳】

| | | | |
|----------|---------------------|---|-------------|
| (1) 保守点検 | 3,000～5,000円×(3～6回) | = | おおよそ18,000円 |
| (2) 清掃 | おおよそ35,000円×1回 | = | 35,000円前後 |
| (3) 法定検査 | 5,000円×1回 | = | 5,000円 |
| 合 計 | | | おおよそ60,000円 |

※法定検査は10人槽以下の場合の11条検査の金額。初回のみ実施の7条検査は10,000円

3 浄化槽維持費、汲み取りトイレ汲み取り料及び下水道使用料の比較例

| | |
|-------------------------------|--------------|
| 浄化槽（5人槽） | おおよそ 55,000円 |
| 浄化槽（7人槽） | おおよそ 60,000円 |
| 浄化槽（10人槽） | おおよそ 65,000円 |
| 汲み取り（普通） | おおよそ 28,000円 |
| 汲み取り（無臭） | おおよそ 38,000円 |
| 汲み取り（簡易水洗） | おおよそ 61,000円 |
| 公共下水道（月20m ³ 程度使用） | おおよそ 40,000円 |

手続きの流れ

事前協議願の提出(2部)

長崎市浄化槽指導要綱に基づく届出(放流確認)

申請者が行うこと

事前協議済書の交付

市役所が行うこと

設置届出書の提出(4部)

浄化槽法に基づく届出
(新築の場合は、建築基準法に基づき建築主事へ)

設置届出受理書の交付

補助金申請書の提出

国庫補助、市単独補助それぞれに申請書あり。

交付決定通知書の交付

融資あっせん申請書の提出

汲み取り転換時、浄化槽本体工事以外の工事に係る費用について融資を希望する場合。

融資あっせん決定通知書の交付

※融資が無い場合は不要

浄化槽工事着工

※決定通知書の交付前に着工した場合、補助金の交付はできません。

補助事業等実績報告書の提出

工事完了及び使用開始報告書出書の提出

融資工事完了確認申請書の提出

融資が無い場合は不要

工事完了検査

合格

工事完了確認書の交付

確認書(写し)を金融機関へ送付

確定通知書の交付

補助金の請求

融資実行(金融機関)

補助金の交付